

富里市歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の歯と口腔（こうくう）の健康づくりについて、基本理念を定め、市及び歯科医師等の責務並びに保健医療福祉関係者、教育関係者及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、市民の歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、市民の健康保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防など市民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことに鑑み、市民が日常生活において自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むとともに、生涯を通じて適切な歯科保健医療福祉サービスを受けることができるよう環境整備を推進することを基本理念として行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、基本的施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第4条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に携わる者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのっとり、市が実施する基本的施策に協力するよう努めなければならない。

(保健医療福祉関係者及び教育関係者の役割)

第5条 保健、医療若しくは福祉又は教育に係る職務に携わる者であって、歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医師等を除く。）は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第7条 市長は、生涯にわたる市民の歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画に定めるものとする。

(基本的施策の実施)

第8条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに関係者の連携体制の構築に関すること。
- (2) フッ化物応用等のむし歯の予防対策の推進に関すること。
- (3) 母子保健，学校保健，成人保健，高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (4) 障害を有する者，介護を必要とする者等が歯科保健医療福祉サービスを受けることができるようにするために必要な施策の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，歯と口腔の健康づくりを図るために必要な施策に関すること。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。